7037　アクリルアミド・アクリル酸・（アンモニウム＝α－｛1－［（アリルオキシ）メチル］アルキル（C＝11及び13の混合物であり、かつ直鎖型及び分枝型を含むものに限る。）｝－ω－（スルホナトオキシ）ポリ（n＝1～30）（オキシエチレン）を主成分とする、［2－アルキル（C＝10及び12の混合物であり、かつ直鎖型及び分枝型を含むものに限る。）オキシラン、オキシラン及びプロパ－2－エン－1－オールの反応生成物］とスルファミン酸の反応生成物）・ブタン－1－イル＝アクリラート・ブタン－1－イル＝メタクリラート・シクロヘキサン－1－イル＝メタクリラート・2－エチルヘキサン－1－イル＝アクリラート・2－ヒドロキシエチル＝メタクリラート・メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・ナトリウム＝1（又は4）－［アルキル（C＝11～15、直鎖型及び分枝型）オキシ］－4（又は1）－（アリルオキシ）－1，4－ジオキソブタン－2－スルホナート・3－（トリメトキシシリル）プロパン－1－イル＝メタクリラート共重合物の脱メタノール縮合物（架橋構造）（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）　(7)—3299

7038　ブタン－1－イル＝アクリラート・2－（ジエチルアミノ）エチル＝メタクリラート・2－エチルヘキサン－1－イル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・オキシラン－2－イルメチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であり、分子構造中のオキシラン－2－イルメチル＝メタクリラートの含有率が4重量％以下であるものに限る。）　(6)—3365

7039　アクリル酸・アンモニウム＝α－｛1－［4－アルキル（C＝9、直鎖型及び分枝型）フェノキシ］－3－（アリルオキシ）プロパン－2－イル｝－ω－（スルホナトオキシ）ポリ（n＝1～100）（オキシエチレン）・ブタン－1－イル＝アクリラート・シクロヘキサン－1－イル＝メタクリラート・エチレン＝アセトアセタート＝メタクリラート・2－エチルヘキサン－1－イル＝アクリラート・メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・オキシラン－2－イルメチル＝メタクリラート・トリエトキシ（ビニル）シラン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であり、分子構造中のオキシラン－2－イルメチル＝メタクリラートの含有率が10重量％以下であるものに限る。）　(7)—3300

7040　2－エチルヘキサン－1－イル＝アクリラート・2－ヒドロキシエチル＝アクリラート・N－（ヒドロキシメチル）アクリルアミド・メタクリル酸・メチル＝メタクリラート・オキシラン－2－イルメチル＝メタクリラート共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であり、分子構造中のオキシラン－2－イルメチル＝メタクリラートの含有率が10重量％以下であるものに限る。）　(6)—3366

7041　アクリル酸・ブタン－1－イル＝アクリラート・2－ヒドロキシエチル＝アクリラート・メタクリル酸共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）　(6)—3367

7042　アンモニウム＝α－｛1－［4－アルキル（C＝9、直鎖型及び分枝型）フェノキシ］－3－（アリルオキシ）プロパン－2－イル｝－ω－（スルホナトオキシ）ポリ（n＝1～100）（オキシエチレン）・ブタン－1－イル＝アクリラート・エチレン＝アセトアセタート＝メタクリラート・メタクリル酸・メチル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）　(7)—3301

7043　4－（アミノメチル）アニリン・シクロブタ［1，2－c：3，4－c′］ジフラン－1，3，4，6（3aH，3bH，6aH，6bH）－テトラオン・4－（ジアリルアミノ）－1，3－フェニレンジアミン・4－（ドデカン－1－イルオキシ）－1，3－フェニレンジアミン・1H，3H－フロ［3，4－f］イソベンゾフラン－1，3，5，7－テトラオン重縮合物（ポリイミド及びポリアミド酸を含む。）（水及び酸に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）　(7)—3302

7044　アクリルアミド・アクリル酸・アクリロニトリル・ブタン－1－イル＝アクリラート・エチル＝アクリラート・2－エチルヘキサン－1－イル＝アクリラート・N－（ヒドロキシメチル）アクリルアミド・2－ヒドロキシエチル＝アクリラート・2－ヒドロキシエチル＝メタクリラート・メタクリル酸・2－メチリデンコハク酸・メチル＝メタクリラート・N－（1，1－ジメチル－3－オキソブチル）アクリルアミド共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）　(6)—3368

7045　硫黄と3a，4，7，7a－テトラヒドロ－1H－インデンの熱重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）　(7)—3303

7046　［（ヒドロキシメチル）トリシクロ［5．2．1．$0^{2,6}$］デシル］メタノール・［1，3，5－トリス（5－イソシアナト－1，3，3－トリシクロヘキサン－1－イル）トリアジナン－2，4，6－トリオンを主成分とする、5－イソシアナト－1－（イソシアナトメチル）－1，3，3－トリメチルシクロヘキサン重合物］重付加物の2－ヒドロキシメチル－2－［（アクリロイルオキシ）メチル］プロパン－1，3－ジイル＝ジアクリラート付加物（架橋構造）（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）　(7)—3304

7047　3－アミノオクタン－4－オール　(2)—4138

7048　N－（4－メチルペンタン－2－イリデン）ヘキサデカン－1－イルアミン及びN－（4－メチルペンタン－2－イリデン）オクタデカン－1－イルアミンの混合物　(2)—4139

7049　2－［2－（1－フェニルプロパ－1－エン－2－イル）－1，3－オキサゾリジン－3－イル］エタノール　(5)—6984

7050　α－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ［オキシ（メチルエチレン）］・5－イソシアナト－1－（イソシアナトメチル）－1，3，3－トリメチルシクロヘキサン重付加物の末端（ジエチル＝2－｛［3－（トリメトキシシリル）プロパン－1－イル］アミノ｝スクシナートを主成分とする、ジエチル＝マレアートと3－（トリメトキシシリル）プロパン－1－イルアミンの反応生成物）付加物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）　(7)—3305

7051　2－（クロロメチル）オキシランと4，4′－（プロパン－2，2－ジイル）ジフェノール・ホルムアルデヒド重縮合物の反応生成物

○経済産業省告示第百六十三号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第三条第一項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成二十二年経済産業省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十六年七月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

本則中「重質油分解能力」を「残油処理能力」に、「重質油分解装置」を「残油処理装置」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

○経済産業省告示第百六十四号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年度以降の三年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準を次のように定めたので、告示する。

平成二十六年七月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充